

第3回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会 会議録

日 時 令和6年7月10日(水) 午前10時30分～午後0時5分  
場 所 前原暫定集会施設 A会議室  
出席委員 4人  
部会長 水津 由紀 部会長  
委 員 喜多 明人 委員 小峰 優子 委員 亀山 久美子 委員  
欠席委員 0人

---

事務局 児童青少年課長 平岡 美佐  
児童青少年係長 鈴木 拓也  
児童青少年課主査 永井 桂

---

傍聴者 1人

## 1 開会

平岡課長

本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。予定の時間となりましたので、令和6年度第3回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、事務局から2点御案内を申し上げます。初めに、本日の配布資料についてですが、次第のほか、次第の下部に配布資料の一覧を記載しておりますので御確認いただき、不足がありましたら事務局にお申し出ください。

また、喜多委員から当日配布資料の提出がございましたので、追加で置かせていただいております。こちらの資料に関しましては、委員の方のみ配付をさせていただきます。

また、会議録の作成に当たりましては、会議内容の録音をさせていただきますので、発言前にお名前をおっしゃっていただいている御発言の御協力をお願いいたします。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

## 2 議題

水津部会長

皆様、おはようございます。部会長の水津です。

ただいまから第3回子ども・子育て会議子どもの権利部会を開催いたします。

本日の議題は1件でございます。それでは、早速本日の議題に入っていきたいと思います。議題(1)子どもオンブズパーソンに係る指標及び子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについてを議題といたします。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。

鈴木係長

本日は、6月28日に開催されました子ども・子育て会議において、子どもの権利部会の検討状況について報告をいたしました。権利部会の案に対し、幾つか御意見等を頂きましたので、それらの意見を踏まえて、子どもオンブズパーソンに係る指標及び子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについて、部会としての結論をまとめていきたいと思います。

配布資料1を御覧ください。こちらは、6月28日に開催された子ども・子育て会議の議論において、部会の案に対し、委員の皆様から頂いた意見をまとめたものとなっております。これら委員の方から頂いた意見を踏まえて、本日の部会において再度内容について御検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

水津部会長

ありがとうございます。事務局から説明いただきました。それでは、配布資料に記載されている資料1です。初めに、1-(1)「のびゆくこどもプラン小金井」における参考指標(案)のところについて検討したいと思います。

子ども・子育て会議における意見としては、「子どもの権利が侵害されているか」という指標や「子どものWell-beingが向上しているか」という指標も考えられるというような意見が出ました。これについて、ここを踏まえて皆様の御意見を伺えればと思っております。

喜多委員

直接的には、この認知度、知っているかというレベルでのことについて、存在の

認識度ということでもいいと思うんですけども、ただ、小金井市のオンブズは、そういう、実際に何か権利が侵害されたときに助けを求められるんだということ、子どもたちの側がそういう認識を持てるような子どもの権利文化の醸成ということ、を条例でうたっているんですよね。つまり、単純に侵害されたときに救済というだけではなくて、もっと広く子どもの権利に関する文化が土台としてあって、子どもたちが、だからこれは権利侵害だということにすぐ気づくような、そういう文化的な土壌をつくるということがありますから、したがってこういうWell-beingとか、子どもの権利自体もね、子どもたちがどういう認識かということを知っておくということは意味があると思うんですけど。ただ、これは切りがないことだから、認知度プラスそういう子どもの権利に関する認識度を知っておくということは、あっていいかなと思いますよね。オンブズが自ら権利学習の授業をやっているわけで、だからそういう意味でも子どもの権利に関する認識を調査することはあっていいと思うんです。でもオンブズがやるかもしれないんだよね、オンブズ側が、自己評価として。自分たちでやった授業の成果はどこまであるかということを知りたい。オンブズ側も調査する可能性があるから、そこはそことうまく調整しつつということなんですよ。

水津部会長　　だから、前から喜多先生がおっしゃっているように、自己評価のところ、いずれにしても普及率とか権利学習をどの程度行えたかみたいな話は出てくるはずなんですよ。だからそのことが評価基準になるんだらうと。自己評価を基に評価する、どういう表現がいいんでしょう。

喜多委員　　評価主体が変わることの意味でね、自分がやりました、やった成果がこうですよという自画自賛になってしまう。だから自画自賛にならないように多少第三者的な目が入るように。我々が果たす役割はそこだと思うんですけどね。

水津部会長　　どうでしょうかね。これは、指標を入れなければならないということなのかしら、ここに。

喜多委員　　Well-beingの調査は、例えばユニセフとかね、国際的な幸福度調査で、物質的な幸福度のほうが高いんですよ、でも精神的な幸福度が低いわけです。だから、子どもたちのWell-being、幸福感をどういうふうに持っているかというのを国際的な調査を参考にして小金井でもやってみるという手はあると思うよ。そういう素材を取り寄せてですね。

平岡課長　　参考なんですけれども、市の長期計画、一番上の計画の中で、子どもの施策の評価の指標としまして、自分にはよいところがあると思う小学生の割合と、自分にはよいところがあると思う中学生の割合を、全国学力・学習状況調査から本市のパーセンテージを毎年取っている状況にはなっております。

喜多委員　　自己肯定感ね、それはどちらかというと。自己肯定感の調査というのは、小金井市で独自にやっていますか。

平岡課長　　独自ではやってないです。

喜多委員　　それはよく使われる調査票なんですけどね、あと自分が好きですかという、どちらかというと自己評価、子どもたちが自己評価をするケースが結構あるんです。それから、周りから大切にされていると思うかというね、他者から評価されているか

という、両面からもちろん調査は必要なんですけれども、それを独自に小金井でやれるならやったほうがいいと思うんですけどね。それは、子ども・子育て会議がそういう調査を、従来はニーズ調査でやっていたのかな。

水津部会長 薄い項目が入ってます。膨大な調査のうちの1項目か2項目なんですよ、この自分に対するものを書くところがね。

喜多委員 そうそう。そこの評価的なものが1つぐらい入ってる。

水津部会長 あれは、あくまでも何年かの計画に対するニーズ調査ですよ。それと、ここの評価指標に当たるものが、どうなんですかね。毎年何か聞くのも一騒動かなと思ったり。

小峰委員 ひょっとしたら教育委員会で、小学校、中学校を対象に、学校のいじめなどのアンケートをかなりやっているんですよ。そういうのを引っ張ってくるということはできるんじゃないかなって思うんですが、それがどんなものか、私もきちっと見たことがないので、ただ自己肯定感とかそういうものに関しては、かなりやっていると思います。だからいろいろアンケートばかり取ったり聞いたりするのは大変なので、どこかで取っているものを持ってくるということは、できるんじゃないかなと思うんですよ。

喜多委員 一番最近この近くで取ったのは、立川市でやっている自己肯定感の調査は、小学校5年生と中学校2年生、それぞれ1,500人ぐらいを対象に調査をして、それを非常に分かりやすくパンフレットにしているんですよ。それを結構講演でも使っているんですね。だからああいうのがあるといいなと思いますね。よかったら、僕がいつも講演で使っている資料なので、立川の資料は送ります。

水津部会長 では、認知度、知っているかどうかということと、幸福度とか自己肯定感とかという。何と表記したらいいんですかね、子どもの意識調査みたいなものですか、大きく言うと。

喜多委員 Well-being、幸福度調査。最近はやりなの。やっぱり単純に数値だけでは駄目なので、本当に幸せ感を子どもが感じているかどうかを、あるいは安心感とかね、そういう数値ではなかなか表せないものを広げようとはしているんですよ。

亀山委員 よくパーセンテージで、自分はどれぐらいの感じていますかというふうを聞きたいんじゃないんですか。自分はどんなふうに幸福を感じているかという、このぐらいありますとか、そういう項目で丸を打ってもらうような、そういう指標があると書きやすいのかなって。

水津部会長 大分その調査の方法は工夫されているので、子どもたちが書きやすいようなものがあるはずなんです。ただ、それをこの指標のところどこまで書いたら。

亀山委員 それも必要ですし、一番最初におっしゃった根づくことですね、まずは。自分たちの権利というものをよく理解して、それを自分たちがすぐにぱっと思い浮かぶような、何かあったときにはこれがあるから、お守り的にこれがあるから自分たちは安心なんだという、そういう存在であることを目指していくもののような気がするんです、オンブズパーソンというのは。そのためには、子どもの知識も大人の知識もよりよく、表面だけ知っていますからと言われても、何を知っているんですかというのを一歩進めていく必要があるのかなと思うので、指標というのが、そこを踏

まえて少し歩みを進めて知ってもらおうと同時に、何を知っているのかということも少し深めてもいいのかなっていう気がするんですね。だからどんなふうにそれを自分たちの中に落とし込んで使っていけるかというところに指標を置くというのがあるのかなっていう気がしますね。

水津部会長 認知度を上げることと、広く言えば子どもの権利教育の普及ということだと思っただけでも。

小峰委員 オンブズのことを知ってもらって、話し合いをしたりとか、いわゆる仕組みづくりに関係してくるんですけど、それを使って何とか社会に参加していったらどうかとか、知っていること以外にそれを使っていることとかを調査する。逆に言えば、先生が話してくださった中野区の学校で教育委員会が生徒会にお金を出して子どもたちの意見をつくる場所をつくったりしたとか、そういうものをパーセンテージなどで。

喜多委員 ひょっとしたら、それは2つ目の子どもの意見表明権に入るんだと思うんですけども、最初の1-(1)でしょう、今。

水津部会長 そう、だから指標の問題なんですよ、評価指標。

喜多委員 だから今、指標として考えられるのは、自己肯定感と幸福感、それから、今のお話の中では、安心できる安心感みたいな部分を何か数値化できないかというのは、今までの事例を見ながら参考指標を作れるかどうかを検討してもいいかなとは思ってますけどね。

水津部会長 どこまで文言にできるか分からないけど、認知度のパーセントはもちろん大人も子どももということと、あと子どもたちの幸福感だとか、安心感だとか、今の子どもたちの現状を、オンブズで独立して取るか取らないか。

喜多委員 オンブズだけでできるわけではもちろんないんだけど、オンブズがあることで、本当にその安心感とか幸福感とかというのは、相関性は多少あるだろうと。ただ全面的ではなくて、もっといろいろな要因があるはずだし、だから周辺部分としてそういうものを測ってみようかという感じかな。

鈴木係長 事務局からいいですか。子どもの権利が侵害されているかとか、自己肯定感を感じるかのような指標は、市の子ども施策を実施していく上では、取るべき指標なのかなというところはあるかと思います。今回検討していただいているのが、オンブズパーソンの設置に関しての指標という部分になるので、例えば、子どもの権利が侵害されているかという割合などの指標を設定したときに、ほかにもそういう子どもの権利侵害に対する施策を実施しているんですね。教育委員会等におけるいじめの問題等を筆頭にですけれども。なので、オンブズの項目の部分だけをもってその指標を評価されるということにはならないのかなとは、事務局としては思っているんで、もう少し大きな施策評価のところでもそういう指標は設定されるのかなじむのではないかなとは思っています。

喜多委員 オンブズの直接の評価指標ではないから、確かにね。

水津部会長 認知度は取れることは取れるけど、それ以外の。

喜多委員 でも、安心感ぐらいはやってもいいんじゃないの。自己肯定感とか安心感のところは、全部やると広がり過ぎちゃうけど、何か困ったときにちゃんと相談に乗って

くれる仕組みがあるというのは、子どもにとって安心感に結びつくとは思っているので、そういう部分を少し参考指標にしても悪くはないなと思う。

水津部会長

ただ、知っている、知らないという認知度のパーセントではなくて、そのある中見についてを評価するという感じにして、知っていました、知りませんだけではないアンケートなり、例えば、キッズカーニバルなど子どものアンケートとかが取れるところとかで、そういう意見を入れて、今の状態がどうかみたいなことを常に考えていくことにするみたいなことはできる。何かその認知の中身を深めるみたいな。

喜多委員

そういうことです。

亀山委員

アンケートをオンブズパーソン独自で安心感とか幸福感とか、どういうふうに思っているのか。それが安心であるかどうかというのは、権利侵害、直接的にあれですけど、聞こえていないものがあるとは思っているので、なぜ安心でないのかということに広げていくと、こんなことがあるから何となく不安に思いながらいるんだよとか、幸福感が少なければ、何があつたら幸福なのかという部分につながっていくんだと思っているので、そこをアンケートを取って、学校の子たちにほんのちょっとの時間で済むようにして、それをオンブズパーソンに何かしらにつなげていく方策を取っていくということが大事なのかなと思います。

よく教育委員会とかいろいろなところで取っているけれども、今、横のつながりがないので、集約したものがない。本当に子どものことを考えて出発したのであれば、もっと横のつながりがあって、結果についてここはこうで、ああでというふうなことができるのかなというふうに、本当ならもっと大きく物事を捉えていかなければならないけれども、その前にまだ足踏みをしているのかなという気がしますし、だから、少しオンブズパーソンとして何か踏み出していきながらいろいろなところに協力を求めていってもいいかなと思います。でも、指標って言われると難しいんですよね。

水津部会長

指標とかになると、さっき言ったような認知度と、プラスアルファ中身をどのように理解しているかというようなことに重きを置いた基準ということにして、モニタリングのところに自己評価の中身、内部評価の外部評価の基準として、そういう部分というのが加わる必要があるとは思いますがね。アンケートって取るのは短時間かもしれないけど、そんなに簡単なものではないので。

もっと先で言おうかなと思ったんですけど、教育委員会との連携というところをね、喜多先生の御提案も含めて、仕組みづくりの中に少し大きい声で言うということは重要だと思うんです。なので、教育委員会が持っているデータなどとすり合わせたりとか、一緒に何かをすることというようなことを推進してほしいということは、入れるべきじゃないかと思っているんですよ、どういう形で入るか分からないんですけど。長年子ども・子育て会議でもその部分は謎の部分ではあるんだけど、結局教育委員会は教育委員会のプランがあるわけだから、それに基づいて行っている部分と、のびゆくこどもプランとの連携というのをもう少し意識しないといけないなと思ったり。簡単な話ではないから、努力目標みたいな感じでも何かどこかにないかなというのは、その子ども・子育て会議の本体会議の中で今後議論にはなるかなと思うんですけど。

- 小峰委員 学校協議会とか、全体でやるときに、地域の学校も一緒にという形でできるようになったので、その中で子どもの権利を守っていかなければいけないという、教育委員会だけではなく、地域も全部参加しての学校づくりというのを今は小金井はやっていくことになるので、それは絶対的に必要だと思います。
- 亀山委員 地域の役員さんも、学校とどうやって一緒に進めていくのか、どこまで入っているのか、すごい悩んでいらっしゃいましたよね。
- 喜多委員 それはちょっと後半の方で。
- 水津部会長 そうですね、後にしましょう。取りあえず指標のところは、ここの部分を含めた認知度の内容をどう測るというような、単純に知ってる、知ってないだけではなく中身のことを入れられたらいいなということでもよろしいでしょうか。
- 鈴木係長 分かりました。
- 水津部会長 そうすると、次は、1-(2)についての検討になると思います。子ども・子育て会議における意見としては、「評価は良い・悪いを判断するのではなく、どういう状況にあるかを明らかにすることが大切」ということや、「自己評価を行う際に、相談できる場所があっても良いかも」という意見がありました。これを踏まえて、評価については、皆様いかがでしょうかということですが、これは、子どもオンブズパーソンの活動に関するモニタリング評価ということでもよろしいのかな。自己評価を基準とするというのは、独立している機関ということなので、それは当然あるんだけど、そのことをどのように見ていくか。
- 喜多委員 要するに、活動報告会がそれに対応するというのでいいんでしょうかね。たしかこちらの市民の意見にもありますが、できるだけ市民との対話型でこの活動報告会がやれるといいということでの何か準備とか工夫とかというのはされているんですか。
- 永井主査 今回、少し時間が去年よりも短いので、なかなか質疑応答の時間をたっぷりということではできないんですけども、一応最後に5分、10分程度は市民の方々からの質疑応答には答える予定にはなっております。
- 喜多委員 子ども・子育て会議とのつながりというのは、この活動報告会というのは、直接はないんですか。つまり、市民が参加しやすいように、こういうオンブズに関しての意見を調整できる第三者的な役割を子ども・子育て会議がね、そういう間に入るということはあっていいのかなとは思ったんですけども。
- 水津部会長 一番下、「また、子ども・子育て会議においても報告の場を設けることとする」とあるので、市民向けの報告会と子育て会議に報告をしていただくということになるかと思うんですけど。
- 喜多委員 僕は、モニタリングというのは、オンブズパーソンの活動に対する市民の評価を聞きながらモニタリングをするのが一番いいわけです。だから、できればこういう活動報告会は、子ども・子育て会議がその進行役をすとか、市民の対話との間に入るような形があってもいいかと思ったのでね、モニタリングとしては。子ども・子育て会議がモニタリングをするときに、市民参加型でオンブズのこの活動を評価していこうと、オンブズの自己評価を報告会としてやってもらって。
- 水津部会長 報告会は、自分でやっていただくものですよ、基本的に。だから、本来的には、

私はそこに子育て会議のメンバーが参加せねばならないと思うんですよ。

亀山委員

アンケートを答えたいけど、時間があまりないのであれば、事前にそのアンケートを出してもらって、出してもらったものに答えていくという形式を取っていくのも時間短縮にもなりますよね。もらった質問に答えるという形を取れば。

水津部会長

例えばですけど、終わった後に質問が出たものに関して、オンブズのホームページでこういう報告、質問がありましたというふうに受け答えをアップしてもらうとかということはあるかなと思うんですけど。

永井主査

そこは今までやったことがないので、そこはオンブズと相談して。

喜多委員

全体の年間スケジュールというか流れが見えないんですけど、その活動報告書って3月に出るわけですよ、年度末の。

永井主査

活動報告書は、今作成中で。

喜多委員

前年度だから、3月末に出る報告書でしょう。

水津部会長

閉めた活動に対しての報告書を今。

喜多委員

報告会は必ずしも7月でやる必要はないわけですよ。半年もたって公表というのも間延びしちゃうよね。

鈴木係長

相談件数とかの速報値は、前々回だったか前回の子ども・子育て会議の本体会議に報告をさせていただいているんですけども、文章とか写真とかをまとめた報告書は、どうしても7月ぐらいになってしまうというのが今の現状です。

水津部会長

報告書を作り終えるには、期間が必要で、例えば、子ども・子育て会議に、3月に閉めるんだから、4月なり5月の会議で報告してということはあるんですよ。

鈴木係長

その報告はさせていただいております。

喜多委員

子ども・子育て会議とうまくつながっていればいいんですけどね、活動報告会のときにうまく子ども・子育て会議の。

水津部会長

あんまりその意識が子育て会議の中には芽生えておりませんので、それを。

喜多委員

せいぜい部会でやるしかないかな。

水津部会長

でも会議の人には参加してもらうような呼びかけというか、働きかけというか、最初に日程だけでもお知らせいただくとか、何かその辺の工夫はもう少ししていただけたらいいかなとは。先月聞いて今月というのはちょっとねという話がちょっとあるので、その工夫をすると、子育て会議とこの年次報告会の連携みたいなものを図るというふうにはできると思うんです。だから数字の報告だとかは年度が終わった後にすぐしていただいて、年次報告会に関しては子育て会議も共同していくみたいな。この報告会を基に再度子育て会議なり部会なりでオンブズの活動の評価とするというみたいな形の流れですかね。

喜多委員

それでいいと思うんだ。

水津部会長

ということですよ。

鈴木係長

この子ども・子育て会議の報告の意図なんですけれども、今おっしゃっていただいたとおりで、報告会に参加できる委員は限られると思うので、本体会議において、活動報告会の内容ですとか、市民の方から出た意見等を含めて会議の場で報告を行い、それを基に意見を皆様から頂くという流れを想定して、この文章を書かせていただいているというところになります。

水津部会長  
小峰委員

分かりました。

質疑応答の時間がたくさん欲しいんだと思うんですね、皆さんは。先生が対話型で、列に並んでというんじゃなくて、もっと多分活動していくと、みんなで小集団で話しながら、こんなだったよという感じですくい上げながらモニタリングをするようなふうに変えていかないと、言う方だけ言って、小さい声が聞こえないんじゃないかなってこのオンブズの報告会については、この間すごく思ったんですけども。だから、この落語とかをやって人を集めるのも必要かもしれないけど、オンブズの方ではないけど、子育て会議の方とかが入った中で、市民の方とお話をするチャンスみたいなものが、本当はあったほうが評価になるんじゃないかなというふうにすごく思いました。

水津部会長

私は、設定されていることを直前に知らされるのは、それはおかしいと思っているので、そこだけは最初に連携が欲しいということがあるんです。こちらできちんとやられるものを見させていただいて、もちろんその日に来れない人がいるのは当たり前なので、報告会議の中で報告していただいたことで、そのときどうだったということも含めて、みんなで会議の本体会議で話をするという流れもつくることは大事だと思うので、そのことが分かるような行間。これだけだとちょっと分かりづらいので、何かそういう。

喜多委員

毎年の年中行事でもあるわけだから、その7月の報告書が出る時期に子ども・子育て会議がうまくつながるような、そういう年間スケジュールを組むと。来年こそちゃんと事前に準備してこの報告会にも臨むと。だから、その準備の仕方次第だと思うんですね。どういうふうにこの子ども・子育て会議がこの活動報告会とうまく組み合わせるかは、オンブズと相談したほうが良いと思うんですね。オンブズの自己評価、オンブズの報告会でもあるけれども、それをモニタリングする会にもしたいという趣旨で、もともと設置条例はそれを組んでたんですけど、実際上はまだつながってないので、組織というか、システムのつなぎ方を来年までにはできるというなと思いますね。

水津部会長  
鈴木係長  
水津部会長

ということで、いかがでしょう。よろしいですか。

オンブズの先生たちとも相談して、計画していきたいと思います。

そうですね、子ども・子育て会議で評価するならば、そのぐらいはしていかないといけないかなということですね。それでは、今のことをまとめていただいて、また御提案いただければと思います。

次は、2、子どもの意見表明権のところですね。仕組みづくりのところについて検討したいと思います。

子ども・子育て会議における意見としては、「議論を子どもに全部任せてしまうとうまくいかない。意見を引き出す人、言語化できる人が必要」、「ファシリテーターは大人でなく子ども自身がやってもいいかもしれない」、「大人と対等な立場で議論できることが必要」、「安心して安全に意見を言える手段が一番意見を集めやすい」、「大人が子どもの権利を正しく理解することが必要」などの意見がありました。これらを踏まえて、子どもの意見表明権を確保するための仕組みづくりについて議論したいと思います。

それで、御提案いただいたこの部分が2のところですね。ここについて、権利部会の案として、「子どもが意見を言うだけで終わるのではなく、自分の意見をもって議論をし、議論したことが実現までつながるような仕組みが必要。また、合わせて議論を支援する人材の養成も必要」、「表立って意見が言いづらい人の意見を聞くための仕組みについても検討すること」というふうに2本入っているので、これは私たちの話したことがここに入っていると思います。あとは、先ほど申したほかの方の意見ということでここになるんですけども、そこも踏まえて、喜多先生からの御提案もあると思いますので、少し議論を深めたいと思います。

喜多委員

まだラフな案なので、この部会での作業部会としての案という形で出させていただきました。

今までの経過で言えば、6月19日に、前回の権利部会で、小金井市が従来から行われていた様々な取組をもちろん維持・発展させることが前提ですが、部会の役割としては、そういう取組というレベルだけではなくて、もう少し継続的に意見表明権を確保していく仕組みをつくるというところを考えていこうというのが前回の部会での認識だったように思います。そして、6月28日の子ども・子育て会議では、かなりいろいろな意見が、この意見表明権確保の取組、あるいはこの仕組みづくりについて御意見を頂いて、それを少し今回は部会で整理しよう。事務局で整理していただいたものを、もう少し全体的に、今後仕組みづくりに役に立つようなところを全体的に踏まえてメモを作ってみました。

内容的には、仕組みづくりを進めるための基本的な考え方の部分と、それから、基本的考え方だけではなくて基本的な条件、どういう条件を満たすことが仕組みづくりとして必要かということと、最後に、では具体的な仕組みはどうあるべきかと。できればまちづくりというレベルと学校づくりというレベルに分けて、可能な範囲でこういう仕組みが考えられるのではないかと案をまとめてみました。

まず簡単に、仕組みづくりの基本的考え方ですが、法的根拠は、子どもの権利条約の12条が出発点であることはもう御承知のとおりで、これを受けてこども基本法の3条、11条で子どもの意見表明権を国の、政府の方針として出していることと、政策、施策を実施するときに、子どもの意見を反映する義務というものを国や自治体に課しているという。これはかなり厳しい義務規定を11条で持っておりますので、この子どもたちの意見を聞くということが、自治体としてももう至上命題になっていると。東京都もこども基本条例で10条、11条に明記され、そして小金井市も子どもの権利に関する条例の10条、13条、14条、15条で関連規定が、特に15条が重要でして、「市は、子どもの権利が保障され、それがいかされるまちが、市民にとってやさしいまちであるという考えにもとづいて、まちづくりを行うよう努力します」。「市は、子どもが市政などに対して持つ考えや思いを反映させる機会をつくるよう努力します。また、市がつくった育ち学ぶ施設や子どもが利用する施設などで、子どもの意見がいかされるよう、子どもの参加の機会をつくるよう努力します」。この1項、2項がこども基本法と非常に連動しているわけですが、どちらかというと条例は努力義務なんですね、努力目標で、逆にこども基本法は法的義務で、国の法律のほうがきついです。条例のほうがやわらかなので、

もう少し条例も子どもの意見表明権の制度化を、条例改正というのも将来考えていいのではないかと思います、努力義務とはいえ、15条でこうやって規定されていることがまず根拠規定になるだろうと思います。

なぜ、意見表明権が今大事なのか。大きく2つあって、1つはこの小金井市の条例の15条にあるように、まちづくり、子どもに優しいまちづくりを推進していくという意味で意見表明権、参加というのは基本だというのは、これは条例上も言われてきましたが、今、特にこども基本法、あるいはこども大綱で強調されているのは、子どもたちを元気にしたい。子どもたちが元気を失ってしまっている。子どものエンパワーメントがとにかく意見表明権を保障していく最大の理由に今はなっている。これは、昨年12月に閣議決定されたこども大綱で、この子どもの意見表明支援による自立した個人、自己確立。この自己の確立については、自己選択ができる、自己決定ができる、そして自己実現ができる主体となるということが目標とされています。こども大綱の9ページでは、「こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きる存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である」、また、「こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う」。この意見形成の支援と意見を表明しやすい環境づくりというところで、今、子どもアドボカシー学会ができて、アドボケイトという制度が既に発足しています。ですからこれを小金井市でも、もうかなり制度化されてきている部分を受け止めていく必要があるだろうと思っています。

これが意見表明権、子どもたちを元気にするということが目標であると、まちづくりであると。では、どういう条件を満たしたら意見表明権を確保できる仕組みになるのか。これまで小金井市でも出てきた意見も含めて、どちらかというところ国際的な基準、最先端にはイギリスだとかカナダにアドボカシーの制度がありますので、そういうところを含めて、大体大きく4つ、5つぐらいの基本条件を確認しておく必要があると思うんですね。

1つは、もうこれも出ていたのですが、子どもが意見を表明しやすい安心して意見を言える物的・人的環境、居場所の創出。安心して意見が言える環境づくり、居場所づくり。

2つ目は、情報の共有です。子どもが理解できる選択的知識、適切な情報の共有。例えば、子ども施策について子どもが意見を言うためには、子ども側も子ども施策文書が必要なんです。子どもが理解できるような子ども施策の文章化がないと子どもは意見を言えないわけです。

3番目は、継続的に意見が聞かれる機会、経験の蓄積。小学生ぐらいからは、もう参加経験を積んで、中学生、高校生になるとかなりもう大人と対等に渡り合える子どもたちがどんどん出てきます。そういう経験と機会が非常に大事だということは、もうどこでも言われていることです。

それから、最近国際的にも言われているのは、意見を言わせればいいというものでは駄目だという。意味のある、これはユニセフの言い方です、意味のある参加。

あるいは影響を与える意見表明。影響力ということも、子どもの意見ではなく、影響力ということがすごく今重視されています。意見実現支援、アドボカシーの考え方で、今、子どもの意見を実現できるように支援するという視点が、なかなか日本では欠如して、意見を言わせればいいという形で形骸化しやすい。そういう意味では、単に意見を言わせる意見提言型だけではなくて、実際に子どもたちがまちづくりに参加していくような社会参画型、つまり、意見提言から社会参画型の意見表明が大事だと。これはまちづくりの主体としての子ども会議というようなところも想定できるかと思います。

大体この4つや5つの基本条件を満たす、そういう仕組みをどうつくっていくかという具体的な仕組みについては、まちづくりについては子ども会議、それから、学校づくりについては学校協議会という構想を考えてみたいと思います。

もし子ども会議を意見表明の場として考える場合には、先ほど5つ挙げた条件を満たすことが大事です。1つは、安心して意見が言えるような物的環境。具体例として僕が想定できるのは大体児童館みたいところで、私は杉並区のゆう杉並、児童館といっても中高生専用の児童館でして、小学生が入れない児童館です。中学生、高校生専用の児童館でゆう杉並という児童館をつくったんです。

もともと児童福祉法は、児童福祉施設というのは18歳未満なんです。小学生ではないんです。中学生、高校生も児童福祉施設の利用者なんです。ただ、勝手に中高はもう学校教育に任せちゃおう。中学生、高校生世代の子どもは、もう学校にお任せだというような感じで、せいぜい小学生ぐらいまでが児童福祉施設で面倒を見ましようというような感じになっちゃっているんです。これは実態です。法令上は18歳までが福祉施設の利用対象なのです。

だから、杉並区でも、むしろ逆に中高生を専用にした、同じような施設は長野県の茅野市にもCHUKOらんどチノチノという場所ですけれども、児童館を中高生に開いている。小学生を排除するのはかわいそうだから、小中高全部をやろうというのは町田市の子どもセンターばあん、あるいは川崎市の夢パーク。そういうふうには児童館を中高生まで開いて居場所にしていくような流れがあるので、小金井市でも児童館などを、いろいろな施設が想定されますけれども、1つの案としてはそういうこと、まずは、子どもたちが安心していられる場所をつくるのが意見表明権にとっても大事なのです。

それで、人的環境。安心して子どもたちが意見を言える人的環境については、②と書いた適切な情報が共有できることや、経験や機会が保障されること。そういう居場所であり、情報が入り、経験できる場として、それを支えるのが、今、アドボケイトという制度です。これは、子どもアドボカシー学会が認定しているアドボケイト、意見表明支援員という制度があります。既にこれは養護施設や1条保障には入っています。子どもたちの、特に意見を言いにくい立場の子どもに対する意見の表明を支援する、そういう認定支援員が、4月から正式に活動を始めました。当面は、例えば児童館職員などの増員とか、代替的な役割で果たすにせよ、理想的にはアドボケイトを将来導入して、そういう居場所の中で子どもの意見表明支援を進めていく方がいいのではないかと。

それから、4番目の基本条件である、子どもの出した意見が影響力を及ぼすという意味では、市長の諮問機関として子ども会議を設定して、子どもたちの意見が、市長がそれを受けるような仕組み、意見提言型の子ども会議というのは想定できると思うんです。ただし、先ほど言いましたように、意見を言いっ放して、結局実現しないというのでは駄目なので、それは5番目の要素で、まちづくりの主体としての子どもの会議、意見を提言するだけではなくて社会参画する子ども会議が求められている。

現在、かなり社会参加型、まちづくり型の子ども会議が各自治体で増えています。予算議決権も持っている子ども会議が増えてきました。一番大きいのは、愛知県の新城市では、子ども会議が1,000万円の予算を持っていて、年間1,000万円の予算議決権を持っています。図書館の改築とか何とか、若者議会っていうんですけども、新城市が一番大きいです。ほかの自治体、34ぐらいの自治体では、大体せいぜい四、五十万円ですね。50万円ぐらいの予算を子ども会議に投入しているところが多いです。

先日、中野区、これは後のお話になりますが、学校に予算を下ろすということで、学校の予算を小学校で20万円、中学校で30万円の学校予算を下ろして、それは生徒会とか子ども会議で、学校の予算を子どもたちが参加して使えるようにしたのが中野区です。それが実行型ですね。意見を言うだけで、あとは大人がやるというのではなくて、子どもたちが自分で意見を言ったことを実行できるようにしていくような、そういう子ども参加型が今増えてきているようです。

小金井市でどこまでこれができるのかどうか。あと細かいこと言えば、子ども会議のメンバーを公募制にする、先行的な推薦が必要だということで、こういう細かい話、それから任期制。これは川崎でやっていますけれども、子ども会議を推進していく推進会議、大人の側の言わば子ども会議の応援団をつくるというような仕組みもあるべきだと思います。これはまちづくりのレベルです。

もう一つは、今日話題になった教育委員会との関係で1つ、学校協議会構想です。これは、今、こども基本法ができたことによって、教育界も子どもの意見を聞かなければいけないということで、いろいろな動きが出てきているのです。僕でも整理しきれないぐらい出てきているのです。それも学校主導でやっている場合と、教育行政主導でやっている場合があるのですね。

先ほど紹介した中野区の例は、教育行政主導の学校の予算づくりにおける子ども参加なんですね。小学校に20万円、中学校に30万円下ろしているのです。それから、お隣の三鷹市は、子ども参加型のコミュニティ・スクール。これは、学校管理規則を変えまして、もともと三鷹はコミュニティ・スクールでやっているんですけども、それに子ども参加を入れるという学校管理規則を改定しました。だから、実質的に地域住民や教職員、保護者と子どもが四者で協議するような仕組みは、三鷹市では既にやられているようです。三鷹市型もあるし、川崎市は、学校評議員会という国の制度と子どもの権利条例という市の制度をくっつけて、川崎市は権利条例で子どもの参加というのを制度化していますから、それと学校評議員という国の制度の両方を併せて学校教育推進会議というのをやっているんですね。

いずれも四者協が、日本は何でこんなに変則的かという、もともとイギリス型だったのです。日本の学校運営の制度改革というのは、学校経営、学校運営はもともと職員会議という教員だけでやっていたのです。それでは駄目だということで、イギリス型を採用して学校理事会制度という、つまり教職員と保護者と住人で、三者でやる学校理事会というのがイギリスにはあるんですけれども、その制度を応用したのが日本の学校評議員制度、それから学校協議会制度。いずれにしても子ども抜きで大人だけの三者の運営というのが日本的なんです。これはイギリス型なんです。ところが、欧米型は子どもも入れていたわけです。四者協でやっていたわけです。

僕はだから、三鷹もそうだし川崎もそうなんだけれども、後づけで子ども参加をしているんですよ。教職員、保護者、住民の三者でやっている運営に後づけで子ども参加を入れるというやり方もはやらないので、もういっそのこと学校協議会でやっちゃおうと、これは欧米型。アメリカやヨーロッパ型は、書いてあるように、子ども代表、保護者代表、教職員代表、住民代表の四者で学校を運営していく。その場合の子ども代表の選出方法は、児童会、生徒会の子ども自治や代表選考でやれないか。

その児童会、生徒会というのは、今、校則の問題に限ってカタリバという認定NPO法人が入っているんですね。これは、いろいろなところでも、私の目黒区も校則改正は認定NPO法人カタリバが、民間が学校と、特に生徒会、児童会と連携しながら校則改正をやっている。今は300校入ってきている。年間、全国で300校がそういうカタリバ、民間が入ってそういう学校づくり、ルールメイキングというんですけれども、学校づくりをやっているんですね。だったらいっそのことカタリバへの委託事業をこういう児童会、生徒会の学校協議会へ参加する形で、カタリバが意見表明支援、子ども参加支援をやれたらいいのかなと。

先ほど申し上げた教育行政主導型は、多摩市でやっているのは、教科書採択への子ども参加というのをやっているんですね。だから教育行政主導型で、今、中野区、三鷹市、多摩市、川崎市を御紹介しましたが、あと学校主導で、アドボカシーが直接入っているのが福岡と三重。それから、公民連携で今お話ししたカタリバが生徒参加支援を、特に校則改善でやっているんですけれども、そういうばらばらにそれぞれやるのではなくて学校協議会方式で、例えば、学校予算も、子ども参加も、中野区は学校予算に限ってやっているんですけれども、そうではなくて、学校運営に子どもが直接参加することで、予算についても子どもが意見を言えたり、できれば、学校のカリキュラム編成についても子どもが意見を言えるような、教科書採択で子どもが意見を言えるというのもいいんですけれども、学校づくり全体に子どもが参加できるように、そして、その子どもたちの意見表明支援の後押しとして、民間から協力してもらうこういうカタリバみたいな委託事業でやるというのはどうかと。

これも推進委員会、推進会議みたいなものをつくらないと、すぐに学校協議会的になるかどうかは分からないので、先ほど少し小峰さんからそういう住民と地域のコミュニティ・スクールの動きは、小金井はかなり活発だというお話があったので、これに子どもたちが乗っかれば四者協になるんですね。そういう子ども参画

をもうやっていいのではないかという、そういうふうには提案をさせていただきました。どうでしょうか。ちょっと長くなりましたが。

水津部会長

ありがとうございました。いろいろ多岐にわたっているので、整理をさせていただくと、おっしゃっていることは、全部この提案の中のところの言わんとしたところに含まれていることを具体化のお話と受け止めたいと思います。

その具体化の大事なところとして、一番に考えられる、幾つか考えられることとしては、安定的な中高生も含めた子どもたちが自分の意見が言いやすいような恒常的な場所づくりというものが一つと、あとは、そこをつなぐ、子どもの意見をきちんと取り入れて、そこに、間に入れる人材の育成ということと、その実現可能な子ども会議の設置ということが大きく言うところかなと思っています。

教育委員会の中の学校教育のことも、そこに学校教育委員会も入って一緒に考えていただけるような仕組み、別々というよりは、どちらかという子ども・子育て会議の中に学校側も入って教育委員会と協働でその会議ができるみたいな仕組みが理想かなと、お話を聞きながら思いました。

その3つをどう強化するのかということ、本当ならば具体的にそのことは必要があるということを入れたいなと思うんだけど、今の段階でどこまでが入れられるのか、どこまでは入れておかなければいけないのかというお話が重要かと思っているんですけど、場所に関しては、プランの中に子どもの意見という観点だけではなくて、子どもの居場所づくりという項目として入っていて、そこも次のプランでもう少し膨らませなければいけないなと思っている部分ではあります。

それと、子どもの意見、参画できるような仕組みづくりというふうに考えたときに、圧倒的に今まで入れてなかったなと思われるのが人、人材育成ですね。その部分が必要なのにそれがいないからこそ形だけになるということはあるし、市の職員にそれができるのかという話になると、またそれはそれで大変ですし、学校側に押しつけるということもできないので、子どもの意見をきちんと取り入れなければいけないという法律があるのならば、それを実現できるような人材育成ということは、項目として外さないほうがいいかなと私たちは思います。

喜多委員

もう認定アドボケイト制度というのが発足して、学会が動いて、東京都は何回も認定講座をやっているんですね、アドボケイトの。実際にもう4月から入ってきている。ただし、これはまだ福祉レベルしか入っていないから、学校レベルは、今、福岡と三重がちょっと実験的に入っていますが、そろそろそういうことを、意見表明権の問題を本気で本格的にやるところは、ぜひ学校にも入ってもらえればと思いますね。だから、その人材養成は結構制度的にも発展してきていますから、そこをうまく活用できると思うんですね。

亀山委員

ちょっと教えてほしいんですけども、先駆的にそれが導入されている自治体がありますよね、市とか。それはどういった関わりで入れていこうというふうになったんですかね。

喜多委員

広域的には、2022年の6月に子ども基本法が制定されたときに、意見反映システムをつくらなければいけないということで、人の問題というのは、これは子どもアドボカシー学会ができて、学会認定制度というのが法律と同時に発足するんで

す。最初は、厚労省の委託事業で、1,000万円だったかな、委託事業で始めたんです、2年間。そのときに、僕が知っている例では、愛知県とか、福岡とか、東京でも幾つかの区が、早かったのは江戸川、3つぐらいの区がやっていますよ、委託事業を。その委託事業は、まだ厚労省が実験的にアドボケイトを入れるための養成講座をやって、委託事業で施設に入ってもらっていたの。これを本格的に全国実施したのが今年の4月なんです。ただし、これは任意ですから、全員が義務的にやるのではなくて、だから行政がやれる準備が整ったらやってくださいという感じなので、でも全国化していることは確かですね。だから、アドボケイトの養成が始まり、福祉では入ってきているものをもう少し広く小金井市で活用することはできるのではないかと。

亀山委員 行政の整ったというところがまず必要なんです。ということは、私たちが声を上げたことによって行政の方が整えてくださって。

喜多委員 アドボケイト制度は任意制度なので、それを使うか使わないかは行政の判断。でも、子どもの意見をちゃんと聞くためには、そのぐらいのことをしないと、今の子どもたちが自力で意見が言える状態ではないので、サポートするそういう人材が今求められているということですね。

亀山委員 それが入られる前段階では、できることはやるというのは、何なんですかね。その制度が整って、その方たちを受け入れる体制が取れるまでの間にできる事柄を。

水津部会長 制度を整えるのにもかなりのハードルが高いでしょう。

亀山委員 整えるまでの間、進めていかなければ、意見表明を。

水津部会長 進めるには、その必要性を高めないといけないので、仮にですけど、例えば、前、市長が言っていた、子どもの権利の日とか子どもの権利週間みたいところでそういう議論をする場を設けるとか、そこに何かカンフルを入れないことには、一足飛びにはとてもならないと思うので、その必要性をどう確立するかというか、可視化するかということが求められていると思う。

喜多委員 今日の僕の話で言うと、それはエンパワメントなんです。子どもたちの元気を取り戻してもらうためには、子ども自身が自分の問題に対してきちっと意見を言えたり、あるいは社会参画できるような力を持つことが子どものエンパワメントにつながるのではないかと。これはこども大綱にもそういう流れで、子どもたちの自己決定や自己選択、あるいは自己実現ということ子ども支援の目的にしましょうという流れができてきているので、ですから、ただ、今は、福祉は全面的に入れるんだけど、教育界というのは、結構そんなに単純に入らないんですよ。

水津部会長 教育レベルで考えないで、まちづくりレベルのところにも導入して、そこに教育と協働するみたいな考え方は難しいですか。

喜多委員 もちろんそういう折衷案も当然出てきます。ただ、まちづくりだったら進みやすいです。学校づくりは、先生たちが自分たちのイニシアチブでやろうというのが結構多かったりするけど、アドボカシーは、基本的に子どもにイニシアチブを渡す子ども主導というのが基本なんです。だから、意思決定も大人が一方的にするのではなくて、子どもも一緒に決定できるような仕組みをつくらないといけないけど、なかなか進んでいない。

亀山委員

私がそれを感じているのは、例えば学童保育で、子どもたちがすごい人数になっていて、そこで子どもたちが大変だという声を上げない。学校も教室にたくさん子どもがいて、窮屈なんだけれども、子どもたちがもっと何とかしてほしいという声を上げられない。運動場が狭くなっても、その中で何とか過ごしてしまうという。大人も子どももそうなんですけれども、おかしいよね、どうして何とかならないんだろうねということと言わなくて、保護者がおかしいですから、これは何とかですからと言いにいくという、そんな現状なんですよね。だから先生がおっしゃったように、子どもがおかしいよなって思える、そういう気持ちを持てる、そこが大事なかなって。

喜多委員

私も、今、目黒区の小学校の校長から頼まれて、子どもたちの意見表明支援というかね、意見表明参加支援のワークショップをやっているんです。子どもたちがおかしいと思ったら意見が言えるような子どもたちのワークショップをしてくれというので、使っているのは、関西でできた「なんでやねん！すごろく」というのがあるんですよ。なんでやねんって言ってね、おかしいと思うことについて、みんなでなんでやねんってやるすごろくがあるんです。このすごろくで、実は杉並区でもこの前使っていたんですけれども、子どもたちが意見を言いやすい、それはおかしいとか疑問に思ったことはみんなで言えるんだと、そこから意見表明というのが始まるんじゃないかという、ワークショップを今度目黒でやらなきゃいけないんです。小学校の5年生を対象ですけれどもね。

亀山委員

声を上げることに慣れてないんですよ。

喜多委員

学校もそろそろ子どもたちが意見をなかなか言わない、自分で決めないのが当たり前みたいな、まるでみんな決めてもらえるみたいな、そういう子どもたちでいいのかという疑問を持っている先生も出てきているわけです。学校も少しずつ変わると思いますね。

小峰委員

最近の話なんですけど、やっぱり中学校で居場所をつくってあげたいという話になって、それで学校評議員の方、コミュニティ・スクールの方と生徒会で、子どもたちの意見を聞いたほうがいいんじゃないかという話になって、平日は忙しくて僕たちは居場所は要らないから抜いて欲しいみたいな話になって、その評議員の方たちもへえって、そういうふうに考えてたんだ、全然そんなふうには思わなかったみたいな話になって、聞こうかなっていう気持ちはある。だから、学校としても、本当はそういうことが必要なんだけど、どういうふうに聞いていいかわからないという。そういう兆しは学校全体に出てきているのかな、小金井にというのは思います。

喜多委員

小金井は、学校評議員制度ですか。

小峰委員

今、コミュニティ・スクール制度。

喜多委員

学校評議員制度は、もう相当古い制度だから、それよりも地域運営学校ですね。

小峰委員

地域運営学校です。

喜多委員

コミュニティ・スクールになってきている。

小峰委員

はい。だからみんな同じ立場で、コミュニティ・スクールの形で。また仕組みを入れれば、ひょっとしたら毎回毎回子どもたちの意見をというわけではないけど。

喜多委員

でも、やっぱり子どもたちもね、多勢に無勢というか、たくさん大人のの中でね、

地域運営学校にもメンバーの中に二、三人のね、子どもが入ったから何か意見が言えるかといったら、そうはいかないでしょうということで、その応援団が今言ったアドボケイトの制度なんですね。子どもたちが意見を言えるようにサポートしていくような、そういう人材が今養成されてきてますから。

水津部会長

そもそも、例えば学校の決まり事があるじゃないですか、修学旅行に行ったときのルールとか。そういうのって、うちの息子が行ってた頃だから、それこそ25年以上前から子どもたちでルールを決めているというふうに先生は言うんですよ。でも、それは、実はそうじゃない。でも、先生は子どもたちに決めさせてますという、そのギャップみたいなのは、それこそちゃんとした指導が入れば、いや、先生、それは違うんじゃないっていうぐらいのことまで行かないと、学校の中で子どもの意見は反映できないと思う。

小峰委員

そうすると、私たちの出ている会議に教育委員会も一緒に入って、そういうものなんだという、子どもの権利について話し合う場に教育委員会の偉い方が出て、それで持って帰ってもらうという場をまずつくっていくことからやっていかないと、なかなかできないと思います。

水津部会長

教育委員会というか、こんな現実的なことを言うと本当に申し訳ないけど、本当は現場の先生がそのことを理解しないと、気の毒だから、あんまり時間的制約を取るようなことは言いたくないけれども、学校現場を変えるために、やっぱり先生が変わらなくちゃいけないので、何かのきっかけでこのことを考える、ピンポイントにこのことが議論できるとか、みんなでそのことについてまちを挙げて考えるような仕組みというのは、市長の言う子どもの権利の日に、うまくやればできないことはないかなと。

喜多委員

この前、自治体シンポで、白井市長がシンポジストとして、子どもの意見の反映のために職員が何をすべきかみたいなことを、彼の言い方で言うと2つあって、その意見反映のために職員に求めるのは、スキルとマインドだと言うんです。スキルというのは、まさに子どもが意見を言いやすいようなスキルを持つことと、あともう一つは、マインドがないと駄目だと言うんです。子どもを市民として見る力とか、あるいは主権者として、そういうふうに子どもを見る目、そういうマインドを持たないと、そのスキルだけでは意味がないんだということ。でも、学校はどういうふうに子どもを見ているかという、指導の対象なんです。決して市民とか主権者として見るよりも、教える指導の対象としての子どもの見方しかしてないんです。だから、ルールなんていってもね、結果的には指導の対象としてルールをつくらせているわけですね。

僕は教職課程の教員をもう30年、40年やっていると分かるのは、教職課程で何をやるかというのは、基本的には教育学なんです、教育方法学です。教えて子どもは育つというね、その中に実は子どもというものが常に位置づいていると、パートナーというか、対等に子どもと大人と一緒に協力し合って生きていくような関係性というものがなかなかつけれない。だから指導ではなくて、僕は支援という言い方をするんだけど、そしてパートナー的な関係に変えていくための先生たちの意識、子ども観そのものを、市長が言うようにマインドですかね。そこが変わらない

と、意識改革がないと、なかなかうまくいかないのが学校だと思いますね。

水津部会長 学校は特に最たるものだけでも、地域の大人も決して正しく理解しているわけではないと思う部分はあるので、人権週間のような何かのきっかけ、そのことをみんながまちを挙げて考えるきっかけみたいなのが欲しいというのはあるのと、あとは、この書いてある部分を充実させるために、子どもたちが安定的に意見が言いやすくなるような場所の確立と、人材の育成と、政策として実現可能なもの。

喜多委員 3の1のね、まちづくりのところの、3つ、物的なところの居場所と、人材と、それから影響力行使の部分。

水津部会長 参画の仕組みですよ。

喜多委員 この3つぐらいを枠組みとして、子ども会議的なものの仕組みというのを親会にというか、子育て会議に出していただくといいのかもしれない。学校教育のほうは、先ほど言ったようにね、そう簡単にはいかない。

水津部会長 では、その3つぐらいを基軸に、具体的なものを少し入れていただいて、そのために必要であれば、子どもの権利の日なり週間なりというものの検討もしてほしいというようなことでいかがでしょうか。

もうこれは法律で決まっていることだから、本当はやらなければいけないですよ。規定されているんだから、小金井の条例をある程度変えていくことは、もう十何年もたっているんで、それも視野に入れるべきだと思うことも議論できるようなきっかけとなるような、何かの仕掛けというふうなことも検討できたらいいですよ。

亀山委員 大人の頭を変えなきゃ。

水津部会長 そうなんです。この間も子育て会議で言ってたでしょう、大人が我慢しなきゃいけないのかみたいな。そうじゃないんだよねということ自体をみんながどこまで理解できるか。それは人権だから、子どもだけではなくて、大人にもみんなその人権があるということなんだよね。そのことを、その子どもの権利の日を中心に、子どもだけじゃなくて、みんなそれぞれに人権があって、豊かなまちができるよみたいなことを、子どもの頃からそういう人権教育をきちんとしておかないと、将来的にそこが育たないということを経験して理解し合えるようなことができたらいいですよ。

小峰委員 人的環境が難しいんですね。

水津部会長 そう。

小峰委員 この間、公園のワークショップで、遊具はどれにしますかという話になって、遊具ではなくて人をお願いしちゃうって言った話があるので、そこもなかなかそういう発想が行政のほうになくて。

水津部会長 市の職員も一緒に考えたいですね、そこは、本当に、市民と、行政と、学校も含めてね。子どもたちにも考えてほしいしというような感じの何か。1日じゃ駄目だね、やっぱり。

小峰委員 ウィークかマンスか。

水津部会長 いろんな角度からの話合いだったり、いろんなことができるような。

亀山委員 子どもは、それぞれの年代でこういうことがあればいいなって、時間的な瞬間で

物を言うかもしれないけれども、大人って、小金井の子どもたちがどんな環境でどんな場所で育っていくと、子どもたちは安心して暮らしていけるんだろうなというふうに考えているのだからって、知ってみたいなど。

水津部会長

余談ですけど、随分前に小金井の放課後を本気（まじ）で考えるプロジェクトというところで、子どもたちに居場所について意見を聞いたことがあるんです。そんなに大人数ではなかったんだけど。子どもってそれしか知らないから、別に不満があるわけじゃないんですよ、今の自分の生活に。大人はもっと、体を動かせる場所があったらいいんじゃないかとかいろんなことを思うじゃないですか。子どもって今を生きているので、逆にそれが無いのね。そのないこと自体も、私もどうかなどは思うというか。

亀山委員

何があってもそこで生きていく。

水津部会長

今はそこに生きている、ほかのことを知らないんだから。

亀山委員

そうなんです。だから言葉が出にくいというのがあるんですけども、だからこそ大人がもっと豊かな心を持って子どもたちを見ないといけないのかなって、大人の責任って結構あるのかな。ただ、子どものことは一過性だから、過ぎていくんだからいいんじゃないかという発想がいろんなところに蔓延しているんですよ。だから子どもを見て、子どもたちのことを考えていくというのがないんですよ、全体的に。だから教育委員会も学校も同じで、卒業してしまったらそこまでいいんだという、それは流れていくからという思いがあるから、なかなか変えていけないのかなという気がするんですね。どうやったら変わるのか。

水津部会長

その辺も、大人がちゃんと考えるようなきっかけにはならないといけないと思います。先生がおっしゃるように、昔から子どもというのは教え育てるものだと言われた長い時間の中で、子どもというのは言うことを聞かせるものだと思っていた、多分8割、9割の人がきっとそう思っている中で、じゃあその人権というものを考えたときにどうなのかとか、今の子どもたちが全く自分の意見を言わないということの現状を、手がかからなくていいと思うのかどうか、選挙に行く気になるかならないか、それは自分が参画する意識があるのかないのか、そういうことも含めて、それを見つめる時間というのは、有意義につくれたらいいなとは思いますが。

では、本日は、今のところで議論は終わりたいと思います。これは今の議論を基に事務局でまとめていただいてある程度のプランが出るのかな。

鈴木係長

今日、議審議していただいた大きく3つの項目についてなんですけれども、7月の下旬ぐらいから次期ののびゆくこどもプランの素案の策定が始まる予定になります。オンブズパーソンの部分や子ども意見表明の部分については、今日出た意見を踏まえて、事務局案として検討をさせていただきたいと思います。その案がまとまりましたら、また部会を改めて開くかどうかは都度御相談させていただきながらになります。案について、再度の御意見を頂きまして、プランの策定を進めていくような流れで進めていきたいと思っています。

水津部会長

ありがとうございます。では、1度作っていただいたものをまた見せていただきながらプランのほうに反映できるかと思っています。

本日はありがとうございました。